

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
◎高知県税規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	2
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託（政策企画課）	2
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定（ " ）	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（会計管理課）	3
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（ " ）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	3
◎告示（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部改正	4
監査公表	
○高知県監査委員監査基準	4

-----  
規 則  
-----

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第30号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。  
別表40の項を次のように改める。

40	営繕工事の現場監督又は建築物の現場検査等の業務に従事する職員	作業服	1	2
		防寒着	1	3
		作業靴	1	2
		安全靴	1	4

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第31号**

**高知県税規則の一部を改正する規則**

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第52号様式中「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

別記第75号様式の5中  
「農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書」を  
「 農地中間管理機構の農地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書 」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第32号**

**高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則**

高知県立幡多看護専門学校学則（平成18年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「毎月10日」を「毎月10日（8月分にあつては7月20日、3月分にあつては3月5日（第3学年の者は、3月1日））」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第28条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 学生を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等減免対象

者（次条第1号において「授業料等減免対象者」という。）として認定したとき。

第29条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は入学料又は授業料を還付することができるものとし、当該還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 入学料又は授業料が納付された後において、学生を授業料等減免対象者として認定したとき 既納又は過納となる入学料又は授業料の額に相当する額

（2） 授業料を前納している場合であつて、学生が休学又は退学をしたとき（次号に掲げる場合を除く。） 当該休学又は退学をした月の翌月（休学を許可した期間の初日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月）以後の既納の授業料の額に相当する額

（3） 学生がその責めに帰すべき事由によらないで休学又は退学をしたとき 既納の授業料の額に相当する額（授業料を前納している場合にあつては、当該休学又は退学をした月以後の既納の授業料の額に相当する額）

第29条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定に基づく入学料又は授業料の還付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第33号**

**高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「受講料」を「受講料の納付手続等」に改める。

第18条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「及び受講料」を「又は受講料」に改め、同項第4号中「県民税及び」を削り、「の納付を要しない」を「が51,300円未満である」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第34号**

**高知県会計規則の一部を改正する規則**

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号及び第7条第1項第4号中「文書情報課」を「法務文書課」に、「人権教育課」を「人権教育・児童生徒課」に改める。

第16条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第17条第1項中「第243条の2第1項前段」を「第243条の2の2第1項前段」に改め、同条第2項中「第243条の2第1項第1号から第3号まで」を「第243条の2の2第1項第1号から第3号まで」に改める。

別記第4号様式の3備考中「第243条の2第1項第1号から第3号まで」を「第243条の2の2第1項第1号から第3号まで」に改める。

別記第11号様式裏面、別記第11号様式の2裏面及び別記第33号様式裏面中「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改め、「商工組合中央金庫」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記第11号様式、別記第11号様式の2及び別記第33号様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第237号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都世田谷区玉川一丁目	楽天株式会社	インターネットを利用して納付され	令和2年4月1日

14番1号 楽天クリムゾンハウス		る「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務	から令和3年3月31日まで
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる		
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	株式会社トラストバンク		

高知県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天株式会社		
東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル25階	S Bペイメントサービス株式会社		
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	株式会社トラストバンク		

高知県告示第239号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条によ

る出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。  
令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中「高知県立安芸桜ヶ丘高等学校」を「高知県立安芸桜ヶ丘高等学校」に、

「 | 高知県中央東県税事務所 | 高知市 | 」

大津支店 | 」

を

「 | 高知県立公文書館 | 高知市 | 」

高知県中央東県税事務所 | ” | ”

県庁支店 |

大津支店 | 」

に改める。

高知県告示第240号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。  
令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中「文書情報課」を「法務文書課」に、「教育委員会事務局人権教育課」を「教育委員会事務局人権教育・児童生徒課」に改める。

別表第2中「文書情報課」を「法務文書課」に、「教育委員会事務局人権教育課」を「教育委員会事務局人権教育・児童生徒課」に、

「

東京事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	東京事務所の現金取扱員
-----------	-----------------------	-------------

を

東京事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	東京事務所の現金取扱員
公文書館の出納員	公文書館の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	公文書館の現金取扱員

に改める。

公安委員会規則

高知県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第6号

高知県留置施設視察委員会運営規則の一部を改正する規則

高知県留置施設視察委員会運営規則（平成19年高知県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「高知県警察本部警務部留置管理官（以下「留置管理官」という。）」を「高知県警察本部警務部留置管理課長」に改める。

第5条第2項中「留置管理官」を「高知県警察本部警務部留置管理課（次条において「留置管理課」という。）」に改める。

第6条中「留置管理官」を「留置管理課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和4年3月31日までとする。

令和2年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
笹方 一正		
池田 慎治		
松浦 勇雄	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
伊藤 智		
門田 窈一	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区

久保 壽男		
松浦 啓人	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110 (代表)	須崎地区
今橋 昭代		
西内 燦夫	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110 (代表)	中村地区
刈谷 隆子		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 安芸地区  
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 南国地区  
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。
- 須崎地区  
条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。
- 中村地区  
条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

#### 高知県公安委員会告示第5号

昭和29年7月高知県公安委員会告示第1号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎  
「400円」を「405円」に改める。

#### 監 査 公 表

#### 監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定により監査基準を定めたので、同条第3項の規定により次のとおり高知県監査委員監査基準を公表する。

令和2年4月1日

高知県監査委員

#### 高知県監査委員監査基準

本基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」とい

う。）に基づく監査基準であり、法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）及び高知県監査委員に関する条例（昭和39年高知県条例第38号）の規定により高知県監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の基本原則を定める。

#### 第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

- 第1条** 県において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。
- 2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

**第2条** 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- 財務監査（法第199条第1項）  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- 行政監査（法第199条第2項）  
事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）  
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項）  
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- 例月出納検査（法第235条の2第1項）  
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- 基金運用審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

- (7) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

- (8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

**第3条** 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に従いその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

**第4条** 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

**第5条** 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に従い遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

**第6条** 監査委員は、本基準に従い、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

#### 第2章 実施基準

（監査計画）

**第7条** 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をい

<p>う。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。</p> <p>(リスクの識別と対応)</p> <p><b>第8条</b> 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。以下この条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。</p> <p>(内部統制に依拠した監査等)</p> <p><b>第9条</b> 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。</p> <p>(監査等の実施手続)</p> <p><b>第10条</b> 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。</p> <p>(監査等の証拠入手)</p> <p><b>第11条</b> 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。</p> <p>(各種の監査等の有機的な連携及び調整)</p> <p><b>第12条</b> 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。</p> <p>(監査専門委員、外部監査人等との連携)</p> <p><b>第13条</b> 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。</p> <p>2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。</p> <p><b>第3章 報告基準</b></p> <p>(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)</p> <p><b>第14条</b> 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。</p> <p>2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当</p>	<p>該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については報告することができる。</p> <p>3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。</p> <p>4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。</p> <p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p><b>第15条</b> 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 本基準に準拠している旨</p> <p>(2) 監査等の種類</p> <p>(3) 監査等の対象</p> <p>(4) 監査等の着眼点(評価項目)</p> <p>(5) 監査等の実施内容</p> <p>(6) 監査等の結果</p> <p>2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。</p> <p>(2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。</p> <p>(3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。</p> <p>(4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。</p> <p>(5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。</p> <p>(6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。</p>	<p>(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。</p> <p>(8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。</p> <p>3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。</p> <p>5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</p> <p>(合議)</p> <p><b>第16条</b> 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定</p> <p>(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定</p> <p>(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定</p> <p>(4) 決算審査に係る意見の決定</p> <p>(5) 基金運用審査に係る意見の決定</p> <p>(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定</p> <p>(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定</p> <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。</p> <p>(公表)</p> <p><b>第17条</b> 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。</p> <p>(1) 監査の結果に関する報告の内容</p>
--	--	---

- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容  
(措置状況の公表等)

**第18条** 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

(委任)

**第19条** 本基準の実施に関し必要な事項については、監査委員が定める。

**附 則**

本基準は、令和2年4月1日から施行する。